

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年2月6日
【届出者の名称】	日本アセットマーケティング株式会社
【届出者の所在地】	東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号
【電話番号】	03 - 5667 - 8023 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部部長 和知 学
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	日本アセットマーケティング株式会社 (東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注2) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注3) 本書中の「府令」とは、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注6) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注8) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

## 第1【公開買付要項】

### 1【買付け等をする上場株券等の種類】

普通株式

### 2【買付け等の目的】

当社グループ（当社及びその連結子会社4社（本書提出日現在）をいいます。以下同じです。）は、2013年3月1日付で、旧株式会社ドン・キホーテ（現株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス（以下「PPIH」といいます。））及びその子会社である株式会社エルエヌ（以下「エルエヌ」といいます。）との間で資本業務提携契約を締結して、2014年3月期からPPIHグループ（PPIH並びにその子会社84社及び関連会社10社（2019年6月30日現在）をいいます。以下同じです。）として、テナント賃貸事業や不動産管理事業等の事業活動を行うこととなり、以降、商業施設等の建物を中心とした優良物件の取得を積極的に推進する等して、事業の発展及び企業価値の向上を図って参りました。また、当社の事業基盤についても、継続的な成長を確保するために事業用収益物件の取得を順調に推し進めてきたことから、着実に強化されているものと考えており、加えて2016年12月29日付公表の子会社である株式会社アセツ・パートナーズを通じて取得した東京都渋谷区道玄坂の土地についても、2018年8月頃から当該子会社がPPIHグループ等と共同して開発に取り組み始める等、将来を見越した活動も実施して参りました。

その結果、当社は、当社グループがPPIHグループとしての事業活動を行うこととなった2014年3月期以降毎期売上高及び営業利益の増加を達成し、2019年3月期の業績も引き続き堅調に推移したことに加え、2020年3月期においても一定の営業利益が見込まれております。

その一方で、当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な課題のひとつとして認識しており、利益還元につきましては継続的な企業価値の最大化に向けて、財務状況及び経営成績を総合的に勘案しながら、利益成長に見合った配当を実施していく方針であります。積極的な優良物件取得のために調達した資金の返済、更なる優良物件の取得、設備投資及び人材採用等、今後の収益増加に寄与する分野に資金を活用し継続的な事業の発展及び企業価値向上を実現するため、当社グループがPPIHグループとしての事業活動を行うこととなった2014年3月期以降無配としており、2019年3月期においても引き続き無配といたしました。

かかる状況下、当社は、当社グループとして事業成長を成し遂げるための財務基盤の強化が一定程度進展しており、当社の内部留保の一部を株主還元に充当しても引き続き継続的な事業の発展及び企業価値向上を実現していくことが可能であり、現時点において株主の皆様への利益還元を実施することが適切との考えに至り、2019年12月中旬から具体的な検討を開始いたしました。

そして、株主還元策の具体的な方策については、当社は、当社グループの企業価値向上や経営環境の変化に即した機動的な資本政策の推進及び当社の1株当たりの当期純利益（EPS）や自己資本当期純利益率（ROE）等の資本効率向上に寄与するものであるか、当社グループが引き続き継続的な事業の発展及び企業価値向上を実現していくため、当社グループの財務状況に大きな影響を与えないものであるかといった観点から検討を行い、株主の希望の有無にかかわらず全ての株主に対して金銭が交付されることとなる配当という方法ではなく、自己株式の取得の方法によれば金銭の交付を受けることを希望する株主のみに金銭を受領する機会を与えることができるため、自己株式の取得により行うことが合理的と判断いたしました。なお、当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応し、資本政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。また、2006年以降、当社は市場外にて自己株式を取得し、本書提出日現在において、当社は自己株式を700株保有しております。その上で、当社は、自己株式の具体的な取得方法について、立会外取引を含む市場取引、公開買付け等、様々な選択肢の検討を行いました。株主の皆様の間での平等及び取引の透明性等を総合的に勘案し、2020年1月上旬に公開買付けの手法によることが合理的であると判断いたしました。その後、当社は、本公開買付けの具体的な条件等に関する初期的な検討を開始しましたが、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の市場価格の推移及び株式還元策の一環という考え方から、売却を希望する当社株主の皆様が市場価格に対して一定のプレミアムを付した公開買付け価格での売却が可能になる方向で検討する方針を確認いたしました。

そして、当社は、上記の本公開買付けの条件設定に関する方針及び市場の動向等に鑑み、本公開買付けの条件の検討・判断をするにあたって慎重を期するため、2020年1月17日付で、当社社外取締役である宮田勝弘氏及び小林明夫氏、並びに当社から独立した外部有識者である柴田堅太郎氏（弁護士、柴田・鈴木・中田法律事務所）及び野口真人氏（株式会社ブルーラス・コンサルティング代表取締役社長）の4名により構成される検討委員会（以下「検討委員会」といいます。）を設置し（なお、検討委員会の委員は設置当初から変更されておりません。）、検討委員会に対し、本公開買付けを当社の株主還元策の一環として実施することは合理性を有するか、及び本公開買付けに係る意思決定その他の手続の公正性が確保されているかを諮問し（以下、上記及びの事項を「本諮問事項」といいます。）、この点についての意見を当社に提出することを囑託いたしました。

なお、当社は、本公開買付けにおける1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）については、当社株式の市場株価が当社の1株当たり純資産額（2019年12月31日時点における当社の1株当たり純資産額

は149.16円)に比し相当程度低い株価であることや、2014年3月期以降毎期売上高及び営業利益の増加を達成しているにもかかわらず当社株式の市場株価が低迷していること及び昨今の不動産市況の見方に関する変化等に照らせば当社株式の市場株価が当社グループの実質的な企業価値から大きく乖離している可能性があることに加え、本公開買付けの目的に照らして本公開買付けに応募される株主の皆様にとって合理的な株主還元となる公開買付け価格を設定する必要があることから、当社株式の市場株価に一定のプレミアムを付すことを前提として、検討委員会に諮問しております。また、当社は、本公開買付けに応募せず当社株式を保有し続ける株主の皆様の利益も尊重する観点から、本公開買付けによる当社資産の社外流出をできるだけ抑えることが望ましいことも考慮する必要があると考えており、そのような当社の考え方も検討委員会にも説明いたしました。

そして、検討委員会は、当社の株主還元策の検討状況等を踏まえ、2020年2月5日付で、当社に対して答申書(以下「本答申書」といいます。)を提出しております(検討委員会及び本答申書の詳細は、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数」の「(2) 買付け等の価格等」の「算定の経緯」をご参照ください。)

当社は、本答申書の内容及び当社株式の市場価格等を総合的に勘案することとし、2020年2月5日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として、本公開買付け価格を130円として本公開買付けを実施することを決議いたしました。

なお、当社は、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図したものではなく、本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場を維持することを予定しており、また、当社グループが引き続き継続的な事業の発展及び企業価値向上を実現していくために必要な当社資産が本公開買付けにより過度に社外流出することを防止すること及び当社グループの財務基盤の安定性の観点から、本公開買付けにおける買付予定数の上限を61,971,700株(所有割合8.00%(注))としております。また、当社は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場(以下「東証マザーズ」といいます。)における上場廃止基準のうち、株主数が事業年度の末日において400人未満となった場合において、1年以内に400人以上とならないとき、流通株式数(上場株式数から、役員(取締役、会計参与、監査役、執行役)の持株数、発行済株式数の10%以上を所有する株主の持株数(明らかに固定的所有ではないと認められる株式を除く。))及び自己株式数を控除した株式数をいいます。以下同じです。)が事業年度の末日において、2,000単位未満である場合において、1年以内に2,000単位以上とならないとき、流通株式時価総額(事業年度の末日における売買立会における最終価格に、事業年度の末日における流通株式数を乗じて得た額をいいます。)が事業年度の末日において、5億円未満となった場合において、1年以内に5億円以上とならないとき、流通株式比率(事業年度の末日における流通株式数の上場株式数に占める割合をいいます。)が事業年度の末日において、5%未満となった場合等の基準に該当するかについて、一定の仮定及び前提を置いた上で、本公開買付け後の当該数値及び比率の試算を行いました。いずれの上場廃止基準にも抵触する可能性が低いと判断できたことから、本公開買付け成立後も、当社株式は、引き続き東証マザーズにおける上場が維持され则认为しております。なお、本公開買付け成立後、万一、当社株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、上場廃止までの猶予期間として定められている1年の期間内に、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について検討した上で、当社株式の上場が引き続き維持されるような方策を実行する予定です。なお、上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件につきましては、現在具体的に決定している事項はありません。

本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。当社は、2019年12月31日現在における当社グループの手元流動性(現金及び現金同等物)が17,416百万円であることから、その一部を本公開買付けの買付資金(下記「3 株主総会又は取締役会の決議等の内容等」の「(3) 取締役会における決議内容」に記載のとおり、最大でも8,056,334,000円です。)に充当した後も、継続的な事業の発展及び企業価値向上の実現に必要な当社グループの手元流動性は確保することができ、かつ、本公開買付け後に事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されると見込まれるため、当社グループの財務健全性及び安定性は本公開買付け後も維持できるものと考えております。なお、当社が本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

なお、当社は、当社の親会社かつ第1位株主であるPPIH（本書提出日現在、当社株式498,213,547株（所有割合64.32%）を所有しております。）及び第2位株主であるエルエヌ（本書提出日現在、当社株式136,000,000株（所有割合17.56%）を所有しております。）が本公開買付けに応募するか否かは、両社以外の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かを判断する上での重大な関心事であると考え、上記決議に先立つ2020年2月4日に、PPIH及びエルエヌに対して、本公開買付け価格を130円として本公開買付けを実施することを検討している旨を通知するとともに、本公開買付けを実施した場合に本公開買付けに応募する意向があるか及び現時点において当社を非公開化する意向があるか否か（当社株式に対する公開買付けを実施する意向があるか否かを含みます。）に関し、確認を行いました。その結果、当社は、同年2月5日付で、両社から、本公開買付けに応募せず、当社株式を継続して保有する意向である旨及び当社を非公開化する意向はなく当社株式に対する公開買付けを実施する意向はない旨の回答を得ております。

（注）「所有割合」とは、当社が2020年2月5日に公表した「2020年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2019年12月31日現在の当社の発行済株式総数（774,645,947株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（700株）を控除した株式数（774,645,247株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じとします。）をいいます。

### 3【株主総会又は取締役会の決議等の内容等】

#### （1）【発行済株式の総数】

774,645,947株（2020年2月6日現在）

#### （2）【株主総会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）
-	-	-

#### （3）【取締役会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）
普通株式	61,971,800	8,056,334,000

（注1）取得する株式の総数の発行済株式総数に占める割合は、8.00%であります（小数点以下第三位を四捨五入）。なお、取得する株式総数の所有割合は、8.00%であります。

（注2）取得する株式の総数は、取締役会において決議された取得する株式の総数の上限株数であります。

（注3）取得価額の総額は、取締役会において決議された株式の取得価額の総額の上限金額であります。

（注4）取得することができる期間は、2020年2月6日から同年3月31日までであります。

#### （4）【その他（-）】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）
-	-	-

#### （5）【上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）
-	-	-

### 4【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】

#### （1）【買付け等の期間】

買付け等の期間	2020年2月6日（木曜日）から2020年3月6日（金曜日）まで（20営業日）
公告日	2020年2月6日（木曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> ）

## (2)【買付け等の価格等】

上場株券等の種類	買付け等の価格
普通株式	1株につき、金130円
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格については、当社株式の市場株価が当社の1株当たり純資産額（2019年12月31日時点における当社の1株当たり純資産額は149.16円）に比し相当程度低い株価であることや、2014年3月期以降毎売上高及び営業利益の増加を達成しているにもかかわらず当社株式の市場株価が低迷していること及び昨今の不動産市況の見方に関する変化等に照らせば当社株式の市場株価が当社グループの実質的な企業価値から大きく乖離している可能性があることに加え、本公開買付けの目的に照らして本公開買付けに応募される株主の皆様にとって合理的な株主還元となる公開買付価格を設定する必要があることから、当社株式の市場株価に一定のプレミアムを付すことが望ましいと考えました。</p> <p>そこで、当社は、本答申書の内容及び当社株式の市場価格等を総合的に勘案することとし、また、市場価格とは経済状況その他様々な要因により日々変動するものであることから、適正な価格としての市場価格はある一時点ではなく、一定期間の株価変動を考慮する必要があるとともに、合理的な株主還元となるプレミアムを付すとの観点から、本公開買付けの実施を決議した2020年2月5日の前営業日（同年2月4日）までの過去1年間（2019年2月5日から2020年2月4日まで）の終値の単純平均値92円（円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。）、同日までの過去2年間（2018年2月5日から2020年2月4日まで）の終値の単純平均値107円、同日までの過去3年間（2017年2月6日から2020年2月4日まで）の終値の単純平均値115円の株価推移を参考に本公開買付価格を決定することが合理的であると判断し、2020年2月5日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として、本公開買付価格を130円として本公開買付けを実施することを決議いたしました。</p> <p>本公開買付価格である130円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会決議日である2020年2月5日の前営業日（同年2月4日）の当社株式の終値98円に対して32.65%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じとします。）、同日までの過去1ヵ月間の当社株式の終値の単純平均値94円に対して38.30%、同日までの過去3ヵ月間の当社株式の終値の単純平均値85円に対して52.94%のプレミアムを付した価格となります。また、本公開買付価格である130円は、本書提出日の前営業日である2020年2月5日の当社株式の終値105円に対して23.81%のプレミアムを付した価格となります。</p>
算定の経緯	<p>当社は、当社グループがPPIHグループとしての事業活動を行うこととなった2014年3月期以降毎売上高及び営業利益の増加を達成し、2019年3月期の業績も引き続き堅調に推移したことに加え、2020年3月期においても一定の営業利益が見込まれております。</p> <p>かかる状況下、当社は、当社グループとして事業成長を成し遂げるための財務基盤の強化が一定程度進展しており、当社の内部留保の一部を株主還元にも引き続き継続的な事業の発展及び企業価値向上を実現していくことが可能であり、現時点において株主の皆様への利益還元を実施することが適切との考えに至り、2019年12月中旬から具体的な検討を開始いたしました。</p>

そして、株主還元策の具体的な方策については、当社は、当社グループの企業価値向上や経営環境の変化に即した機動的な資本政策の推進及び当社の1株当たりの当期純利益（EPS）や自己資本当期純利益率（ROE）等の資本効率向上に寄与するものであるか、当社グループが引き続き継続的な事業の発展及び企業価値向上を実現していくため、当社グループの財務状況に大きな影響を与えないものであるかといった観点から検討を行い、株主の希望の有無にかかわらず全ての株主に対して金銭が交付されることとなる配当という方法ではなく、自己株式の取得の方法によれば金銭の交付を受けることを希望する株主のみに金銭を受領する機会を与えることができるため、自己株式の取得により行うことが合理的と判断いたしました。なお、当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応し、資本政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。その上で、当社は、自己株式の具体的な取得方法について、立会外取引を含む市場取引、公開買付け等、様々な選択肢の検討を行いました。また、株主の皆様との平等及び取引の透明性等を総合的に勘案し、2020年1月上旬に公開買付けの手法によることが合理的であると判断いたしました。その後、当社は、本公開買付けの具体的な条件等に関する初期的な検討を開始しましたが、当社株式の市場価格の推移及び株主還元策の一環という考え方から、売却を希望する当社株主の皆様が市場価格に対して一定のプレミアムを付した公開買付け価格での売却が可能になる方向で検討する方針を確認いたしました。

そこで、当社は、本公開買付けの条件設定に関する方針及び市場の動向等に鑑み、本公開買付けの条件の検討・判断をするにあたって慎重を期するため、2020年1月17日付で、当社社外取締役である宮田勝弘氏及び小林明夫氏、並びに当社から独立した外部有識者である柴田堅太郎氏（弁護士、柴田・鈴木・中田法律事務所）及び野口真人氏（株式会社ブルーアス・コンサルティング代表取締役社長）の4名により構成される検討委員会を設置し（なお、検討委員会の委員は設置当初から変更されておりません。）、検討委員会に対し、本諮問事項についての意見を当社に提出することを囑託いたしました。なお、当社社外取締役である宮田勝弘氏は、本書提出日現在において当社株式23,700株を保有しておりますが、本公開買付けに応募しない旨を口頭にて確認しており、本公開買付けに関し利害関係を有しないことを確認しております。また、当社は、本公開買付け価格については、当社株式の市場株価が当社の1株当たり純資産額（2019年12月31日時点における当社の1株当たり純資産額は149.16円）に比し相当程度低い株価であることや、2014年3月期以降毎期売上高及び営業利益の増加を達成しているにもかかわらず当社株式の市場株価が低迷していること及び昨今の不動産市況の見方に関する変化等に照らせば当社株式の市場株価が当社グループの実質的な企業価値から大きく乖離している可能性があることに加え、本公開買付けの目的に照らして本公開買付けに応募される株主の皆様にとって合理的な株主還元となる公開買付け価格を設定する必要があることから、当社株式の市場株価に一定のプレミアムを付すことを前提として、検討委員会に諮問しております。また、当社は、本公開買付けに応募せず当社株式を保有し続ける株主の皆様も尊重する観点から、本公開買付けによる当社資産の社外流出をできるだけ抑えることが望ましいことも考慮する必要があると考えており、そのような当社の考え方も検討委員会にも説明いたしました。

検討委員会は、2020年1月17日から2020年2月4日までの間に合計3回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を行いました。具体的には、検討委員会は、当社から提出した資料に基づき、株主還元策として本公開買付けが選択された経緯、本公開買付けに係る手続等について説明を受けるとともに、これらに関する質疑応答を行いました。そして、当社は、2020年1月下旬において、検討委員会に対して当社が検討中の本公開買付けの条件として、本公開買付け価格については120円から130円程度を想定しており、また、買付予定数の上限については5%から8%程度を想定している旨の説明を行いました。なお、当社は、2020年2月4日開催の検討委員会において、本公開買付け価格を130円とする予定であること及び買付予定数の上限を61,971,700株（所有割合8.00%）とする予定であることを報告しております。

検討委員会は、上記の説明や質疑応答の内容を踏まえ、慎重に検討を重ねた結果、2020年2月5日、当社取締役会に対し、本諮問事項につき、委員全員の一致で、大要以下を内容とする本答申書を提出しております。

- ( ) (A) 当社は、株主への利益還元を経営の重要な課題のひとつとして認識しており、利益成長に見合った還元策を実施していく方針を有していたものの、今後の収益増加に寄与する分野に資金を活用し継続的な事業の発展及び企業価値向上を実現するため、当社グループがPPIHグループとしての事業活動を行うこととなった2014年3月期以降、2019年3月期まで無配であったところ、2020年3月期開始後現在に至るまで、当社の内部留保の一部を株主還元にも引き続き継続的な事業の発展及び企業価値向上を実現していくことが可能となり、現時点において株主への利益還元を実施することが適切と考えていることに照らすと、本公開買付けの目的は正当性を有するといえる。
- (B) 当社は、機動的な資本政策の推進及び資本効率向上に寄与するものであるかという観点並びに当社グループの財務状況に大きな影響を与えないものであるかといった観点から株主還元策の具体的な方策に関する検討を行った結果、金銭の交付を受けることを希望する株主のみに金銭を受領する機会を与えることができる自己株式の取得により行うことが合理的と判断した上で、自己株式の具体的な取得手法について、株主間の平等及び取引の透明性等を総合的に勘案し、公開買付けの手法によるものが合理的と判断した。このことからすると、当社が自己株式公開買付けの方法を選択することは株主還元策の手段として相当であると考えられる。
- (C) 本公開買付けの条件の相当性については、(a)上記のとおり、当社株式の市場株価が当社グループの実質的な企業価値から大きく乖離している可能性があり、本公開買付けに応募する株主にとって合理的な株主還元となる公開買付け価格を設定する必要があることから、本公開買付け価格は、当社株式の市場株価に一定のプレミアムを付すことが合理的であると考えられる一方、本公開買付けに応募せず当社株式を保有し続ける株主の利益を尊重するため、本公開買付けによる当社資産の社外流出をできるだけ抑える観点からも本公開買付け価格が決定されるべきであるという考慮のもと、当社株式の市場価格等を総合的に勘案することとし、また、市場価格とは経済状況その他様々な要因により日々変動するものであることから、適正な価格としての市場価格はある一時点ではなく、一定期間の株価変動を考慮する必要があること等から当社株式の株価推移を参考に本公開買付け価格を決定したという当社における本公開買付け価格の検討過程を踏まえると、130円という本公開買付け価格は、相当な価格であると考えられる。(b)また、当社によれば、上場廃止のおそれはないとのことであり、本公開買付けの実施の結果、上場廃止により本公開買付けに応募しない少数株主が不利益を被るものではないと考えられる。(c)加えて、当社は、大株主であるPPIH及びエルエヌから、本公開買付けに応募せず、当社株式を継続して保有する意向である旨及び当社を非公開化する意向はなく当社株式に対する公開買付けを実施する意向はない旨の回答を得ているところ、大株主であるPPIH及びエルエヌが本公開買付けに応募しないのであれば、本公開買付けは、少数株主に利益還元を行う手法としてより実効性を有するものと考えられる。
- (D) 以上の諸要素を総合的に考慮すると、本公開買付けを株主還元策の一環として実施することは合理性を有するものと考えられる。
- ( ) (a) 当社は、検討委員会を設置し、諮問を行い、本諮問事項につき、検討委員会において、本公開買付けに応募せず当社株式を保有し続ける株主の利益保護、本公開買付けに応募する株主への利益還元の双方の観点から慎重に検討が行われていること、(b) 当社から独立したフィナンシャル・アドバイザーとしてSMB C日興証券株式会社を、当社から独立したリーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所をそれぞれ選任し、本公開買付けにおける意思決定過程その他の留意点に関する専門家からの助言を受けていることを総合的に考慮すると、本公開買付けに係る意思決定その他の手続の公正性は確保されているものと考えられる。

	<p>当社は、本答申書の内容及び当社株式の市場価格等を総合的に勘案することとし、2020年2月5日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として、本公開買付価格を130円として本公開買付けを実施することを決議いたしました。なお、当社取締役のうち当社株式を保有する取締役との間では、本公開買付けに応募しない旨を口頭にて確認しており、本公開買付けに関し利害関係を有しないことを確認しており、当該取締役会においては、当社取締役全員の参加のもと決議がなされております。</p>
--	--

(3) 【買付予定の上場株券等の数】

上場株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	61,971,700 (株)	- (株)	61,971,700 (株)
合計	61,971,700 (株)	- (株)	61,971,700 (株)

(注1) 本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数(61,971,700株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数(61,971,700株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手續に従い本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取るがあります。

5 【上場株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。



## 6【応募及び契約の解除の方法】

### (1)【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。なお、応募の際にはご印鑑をご用意ください。

本公開買付けにおいては、オンライントレード（日興イーजीトレード）による応募の受付は行われません。

応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）に、応募株券等が記録されている必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を通じた応募の受付は行われません。

公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類の提出及び個人番号（マイナンバー）又は法人番号の告知（注1）を行っていただく必要があります。

外国の居住者である株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。）を通じて応募してください。また、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係は以下のとおりです（注2）。

日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者である個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%）の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。）第4条の6の2第12項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

交付を受ける金銭の額のうち上記以外の金額については、株式等の譲渡所得等に係る収入金額として、取得費等との差額は原則として申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等がS M B C 日興証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座がS M B C 日興証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

国内に恒久的施設を有しない非居住者である個人株主の場合

配当所得とみなされる金額については、原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。但し、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

## 法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当とみなされ、原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用のある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して公開買付期間の末日までに租税条約に関する届出書をご提出ください。

公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等（当社の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等を含みます。）については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度特別口座から応募株主口座へ振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

（注1） 本人確認書類の提出及び個人番号（マイナンバー）又は法人番号の告知について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が新規に口座を開設し常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類及び番号確認書類等が必要になります。有効期限の定めのあるものはその期限内のものを、定めのないもの（通知カードは除く。）は6ヵ月以内に作成されたものをご用意ください。本人確認書類及び番号確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

<個人>

A. 番号確認書類 (いずれか1点)	個人番号カード(両面)( 1 )	
	通知カード	
	住民票の写し(個人番号あり)( 2 )	
B. 本人確認書類 (写真あり1点又は写真なし2点)	写真あり	運転免許証(運転経歴証明書)( 3 )
		在留カード
		特別永住者証明書
		パスポート( 4 )
		各種福祉手帳
	写真なし	各種健康保険証( 3 )
		公務員共済組合の組合員証( 3 )
		国民年金手帳
		印鑑証明書
		住民票の写し( 2 )

## &lt;法人&gt;

A. 本人確認書類 (いずれか1点)	履歴事項全部証明書
	現在事項全部証明書
B. 番号確認書類 (いずれか1点)	法人番号指定通知書
	法人番号情報( 5 )
C. 口座開設取引担当者(代表者等)個人の本人確認書類 (いずれか1点)	運転免許証( 3 )
	個人番号カード(表)
	各種健康保険証( 3 )
	公務員共済組合の組合員証( 3 )
	パスポート( 4 )

- ( 1 ) 番号確認書類として個人番号カードをご用意いただく場合、別途本人確認書類のご用意は不要です。
- ( 2 ) 発行者の印、発行日が記載されているページまで必要となります。
- ( 3 ) 裏面に住所が記載されている場合は、裏面まで必要となります。
- ( 4 ) 住所、氏名、生年月日の確認ができる各ページが必要となります。
- ( 5 ) 法人番号情報は、国税庁HPの「法人番号公表サイト」より法人番号が表示される画面を印刷してください。

## &lt;外国人株主等&gt;

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書(当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。)の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

- (注2) 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

## (2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(その他のS M B C 日興証券株式会社国内各営業店)

## (3) 【上場株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、下記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

## (4) 【上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

## 7【買付け等に要する資金】

### (1)【買付け等に要する資金】

買付代金(円)(a)	8,056,321,000
買付手数料(円)(b)	210,000,000
その他(円)(c)	2,500,000
合計(円)(a)+(b)+(c)	8,268,821,000

- (注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(61,971,700株)に、本公開買付価格(130円)を乗じた金額を記載しています。
- (注2) 「買付手数料(円)(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。
- (注3) 「その他(円)(c)」欄には、本公開買付けに関する公開買付開始公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額を記載しています。
- (注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
- (注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

### (2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

	預金の種類	金額(円)
届出日の前日現在の預金等	普通預金	12,000,000,000
	計	12,000,000,000

## 8【決済の方法】

### (1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

### (2)【決済の開始日】

2020年3月31日(火曜日)

### (3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(注) 本公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係については、上記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」の税務上の取扱いをご参照ください。

### (4)【上場株券等の返還方法】

下記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買い付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

なお、返還することが必要な株券等を公開買付代理人以外の金融商品取引業者へ振替手続される場合は、株券等を管理する口座区分により振替日が異なる場合がございますので、応募の申込みをされた公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店にご確認ください。

## 9【その他買付け等の条件及び方法】

### (1)【法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数(61,971,700株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数(61,971,700株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たない場合は、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付け等を行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超える場合は、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

### (2)【公開買付けの撤回等の開示の方法】

当社は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項但書に基づき、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

### (3)【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、当社は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

### (4)【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、公開買付期間中、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の6第1項及び令第14条の3の8により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

### (5)【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

当社は、訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第11条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

## (6) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第14条の3の4第6項及び第9条の4並びに府令第19条の2に規定する方法により公表します。

## (7) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から、本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類（これらの写しも含みます。）を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

当社は、2020年2月5日付で「2020年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく当社の決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けておりません。詳細につきましては、当該公表内容をご参照ください。

2020年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）の概要  
（2019年4月1日～2019年12月31日）

## （イ）損益の状況（連結）

会計期間	2020年3月期（第21期） 第3四半期連結累計期間 （自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）
売上高	16,890百万円
売上原価	9,906百万円
販売費及び一般管理費	756百万円
営業外収益	204百万円
営業外費用	242百万円
親会社株主に帰属する四半期純利益	5,544百万円

## （ロ）1株当たりの状況（連結）

会計期間	2020年3月期（第21期） 第3四半期連結累計期間 （自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）
1株当たり四半期純利益	7.16円
1株当たり配当額	-

**第2【公開買付者の状況】****1【発行者の概要】****(1)【発行者の沿革】****(2)【発行者の目的及び事業の内容】****(3)【資本金の額及び発行済株式の総数】****2【経理の状況】****(1)【貸借対照表】****(2)【損益計算書】****(3)【株主資本等変動計算書】****3【株価の状況】**

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所マザーズ市場						
	月別	2019年8月	2019年9月	2019年10月	2019年11月	2019年12月	2020年1月
最高株価(円)	91	89	87	85	89	103	107
最低株価(円)	84	86	81	80	77	83	95

(注) 2020年2月については、2月5日までの株価です。

**4【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】****(1)【発行者が提出した書類】****【有価証券報告書及びその添付書類】**

事業年度 第19期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 2018年6月28日 関東財務局長に提出

事業年度 第20期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 2019年6月27日 関東財務局長に提出

**【四半期報告書又は半期報告書】**

事業年度 第21期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日) 2019年11月14日 関東財務局長に提出

事業年度 第21期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日) 2020年2月14日 関東財務局長に提出予定

**【訂正報告書】**

該当事項はありません。

**(2)【上記書類を縦覧に供している場所】**

日本アセットマーケティング株式会社  
(東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

**5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】**

該当事項はありません。